別記

第１号様式（第４条関係）

**奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書**

（宛先）奈良市長

　私たちは，奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第４条第１項に基づき、□パートナーシップ　□パートナーシップ・ファミリーシップにあることを誓い、署名します。

宣誓日：　　　　　年　　月　　日

|  |
| --- |
| 宣誓者 |
| （ふりがな）氏　　　　名通称の場合は戸籍上の氏名生年月日 |   |   |
|  |  |
| 年　　月　　日　 | 年　　月　　日　 |
| 住所住民登録しているところ |  |  |
|  |  |
| （アパート名等） | （アパート名等） |

　※以下の記載欄は必要な場合に記入

|  |
| --- |
| ファミリーシップ対象者となることを希望する者 |
| （ふりがな）氏　　　　名生年月日 |  |  |
|  |  |
| 年　　月　　日　 | 年　　月　　日 |
| 住所 |  |  |
|  |  |
| （アパート名等） | （アパート名等） |

|  |
| --- |
| 代筆者 |
| 署名 |  |  |

※宣誓者の欄及びファミリーシップ対象者となることを希望する者の欄（15歳以上の場合）は、自署してください。やむをえない場合は代筆が可能ですが、代筆者の欄に代筆者が署名してください。

　なお、この宣誓は、婚姻とは異なり法律上の効果が生じるものではありません。

第２号様式（第４条関係）

　　　　　　**パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する確認書**

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づくパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をするに当たり、次の表の確認事項欄記載の内容が事実と相違ないこと及び同要綱の規定を遵守することを確認します。また、現況確認のため、住民票及び戸籍に記載されている事項について、本制度の所管部署が確認することに同意します。

記入日　　　　年　　　月　　　日

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ふりがな氏　　名（通称の場合は戸籍上の氏名） | ( ) |  | ふりがな氏　　名（通称の場合は戸籍上の氏名） | ( 　 )  |
| 電話番号 |  |  | 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |  | メールアドレス |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 要綱の規定 | 確認事項（必ずお二人で確認してください。） |
| 項　　　目 | 　　　　　　　　回　　答（該当するものに「✓」を付けてください。） |
| （定義）第２条第１号及び第２号又は第３号 | 双方又は一方が、性的マイノリティであり、性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。）が異性愛のみでない者又は性自認（自己が認識している性別をいう。）が戸籍上の性と異なる者であること。互いを人生のパートナー又は家族（ファミリー）として、日常の生活において継続的に相互に協力し合うことを約した関係であること。 | □左記に該当します | □左記に該当しません |
| （年齢要件）第３条第１項第１号 | 宣誓する当日において、パートナーシップの宣誓をしようとする双方が成年に達していること。 | □左記に該当します | □左記に該当しません |
| （居住要件）第３条第１項第２号 | 双方が市内に住所を有していること。 | □左記に該当します | □左記に該当しません |
| 当該宣誓日から３箇月以内に市内への転入を予定していること。 | □左記に該当します転入予定者：転入予定日：　　　　年　　　月　　　日 |
| （独身要件）第３条第１項第３号 | 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいないこと及び協定締結自治体において宣誓した相手以外の者とパートナーシップにないこと。 | □左記に該当します | □左記に該当しません |
| （近親者でない）第３条第１項第４号 | 双方が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族）でないこと。ただし、養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。 | □左記に該当します | □左記に該当しません |
| （生計が同一）第３条第２項 | ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者にあっては、ファミリーシップ対象者と同居しており、生計が同一であること。 | □左記に該当します | □左記に該当しません |
| （変更の届出）第８条 | 宣誓した事項に変更が生じた場合は、関係書類を添えて速やかに届け出ること。 | □左記を確認しました |
| （返還の届出）第１０条 | 双方の意思によるパートナーシップ・ファミリー関係の解消、一方の死亡、市外への転出などの理由により証明書等を返還する必要が生じた場合は、速やかに届け出て返還すること。 | □左記を確認しました |
| （遵守事項）要綱全体 | 宣誓時において、また証明書等の交付後も、要綱で定める事項を遵守すること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | □左記を確認しました　　　　　　　　　　　　　　　　 |